

【改 定】

警報発令時の対応について

- (1) **神奈川県東部または横浜市**に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合
 - ア **午前 6 時**の時点で解除されている場合は、平常授業を行います。
 - イ その後、**午前 10 時**までに解除された場合は、**午後 0 時 30 分**にホームルームを行い、**4 校時**の授業から行います。
 - ウ **午前 10 時**の時点でなお警報が発令中の場合は、休校とします。自宅で学習してください。
- (2) 居住地区に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合 **神奈川県東部または横浜市**には警報が発令されていないが、自分の居住地区には発令されている場合、上記 1 に準じて登校の判断をしてください。登校が出来ない場合、学校へ連絡をしてください。
- (3) 「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」のみが発令されている場合
平常授業を行います。
- (4) 警報解除後または「大雨警報」「洪水警報」発令中の登校について
 - ア 交通機関の運行状況や道路の被害等を確認し、安全に十分留意して登校してください。
 - イ ただし、保護者が危険と判断した場合は、無理をせず安全が確認できるまで自宅待機をしてください。登校途中で危険と判断した場合は帰宅してください。
- (5) 大規模地震警戒発令時の生徒の安全保護対策について
学校防災活動マニュアルに準ずる。

【現 行】

警報発令時の対応について

- (1) **横浜市**に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合
 - ア 午前 7 時の時点で解除されている場合は、平常授業を行います。
 - イ その後、午前 9 時までに解除された場合は、午前 10 時 50 分にホームルームを行い、3 校時の授業から行います。
 - ウ 午前 9 時の時点では警報が発令されていたが午前 11 時までに解除された場合は、午後 1 時 35 分にホームルームを行い、5 校時の授業から行います。
 - エ 午前 11 時の時点でなお警報が発令中の場合は、休校とします。自宅で学習してください。
- (2) 居住地区に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令されている場合 **横浜市**には警報が発令されていないが、自分の居住地区には発令されている場合、上記 1 に準じて登校の判断をしてください。登校が出来ない場合、学校へ連絡をしてください。
- (3) 「大雨警報」「洪水警報」「波浪警報」「高潮警報」のみが発令されている場合
平常授業を行います。
- (4) 警報解除後または「大雨警報」「洪水警報」発令中の登校について
 - ア 交通機関の運行状況や道路の被害等を確認し、安全に十分留意して登校してください。
 - イ ただし、保護者が危険と判断した場合は、無理をせず安全が確認できるまで自宅待機をしてください。登校途中で危険と判断した場合は帰宅してください。
- (5) 大規模地震警戒発令時の生徒の安全保護対策について
学校防災活動マニュアルに準ずる。